保護者の皆様

横浜市教育委員会 横浜市立浅間台小学校 校長 大橋 恵子

5月11日以降の一斉臨時休業の延長について

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言が延長されました。これを踏まえて、5月11日(月)以降についても、 一斉臨時休業を延長することとしました。

なお、一斉臨時休業の延長期間についても「緊急受入れ」「校庭開放」については実施します。また、児童の学習や生活の様子を把握するために学校から電話連絡等を行います。また、ご心配なことがある場合は、必要に応じて「教育相談」も行います。ご活用いただくようお願いします。

- 1 臨時休業期間 5月11日(月)~5月31日(日)
 - ○臨時休業期間における情勢の変動等により、休業期間を延長する場合があります。
- 2 緊急受入れ実施日 5月11日(月)~5月29日(金)(土日を除く) 8:15~12:30
 - 緊急受入れはあくまでも「緊急の措置」です。
 - 1~4年生及び個別支援学級(全学年)の児童のうち、**保護者の就業、その他家庭での対 応が困難な場合**について、「緊急受入れ」を実施します。
 - 1年生は、原則として保護者等の送迎をお願いします。
 - 持ち物:受入れカード(5月1日に学校ホームページに掲載したものをご使用ください。) 健康観察票(*記入を忘れた場合は受入れができません。) マスク ハンカチ 筆記用具 色鉛筆 自習をするためのドリル等
- 3 校庭開放実施日 **5月11日(月)~5月29日(金)** 1~3年生は9:20~10:20 4~6年生は10:30~11:30
 - 全学年が対象です。緊急受入れで登校している児童も対象になります。
 - 汗を拭くためのハンカチやタオルと飲み物、健康観察票、マスクを持たせてください。
- 4 児童の心身の状態の把握について
 - 児童の学習や生活の様子を把握するために、電話連絡等を行います。
 - 児童の学習面や生活面、その他ご心配なことがある場合は、「教育相談」を行います。ご 希望される場合は、学校にご連絡(電話311-6648)ください。面談、家庭訪問等、ご希望 に応じて行います。また、5月8日配布の「心の健康」について記載した相談関係もご利 用ください。

5 一斉臨時休業期間中の学びの保障について

5月8日(金)に、各ご家庭へ学習プリントの配布を行います。

また、教育委員会では、教科書の内容を基にした学習動画のインターネット配信を行ってきましたが、休業期間中も継続します。 t v k (テレビ神奈川) による学習動画の放送については継続する方向で調整中ですので、追ってお知らせします。 t v k による放送を継続する場合、番組表はこれまでと同様にインターネット上に掲載します。

[URL]

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/kyouikukoho/200410dogahaishin.html

6 臨時休業期間中の過ごし方について

臨時休業期間中、健康面、生活面について、次のことに留意して過ごすよう、ご家庭でもご配慮をお願いします。

- (1) 健康面
- 毎朝、検温、健康チェックを行い記録すること
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合(関係機関から濃厚接触者として経過観察を 指示された場合も含む)、発熱等の風邪の症状で受診した場合は保護者から学校に報告す ること
- (2) 生活面
- 不要不急の外出は控え、密閉空間、密集場所、密接場面は避けること
- 心身の健康のために適度に体を動かすことも大切であること
- 公園等を利用する時は、その場所のルールやマナーを考えること
- TV、ゲーム、パソコン等を利用する場合には時間を決めることや、困ったことがあればすぐに身 近な大人に相談すること
- 緊急時には保護者と連絡ができるようにしておくこと
- 先生やカウンセラーは休業中も学校にいるので、不安や心配がある場合は、学校に連絡すること

7 6月1日(月)以降について

6月1日(月)以降のことについては後日お知らせします。学校や横浜市教育委員会Webページ、学校からのメール配信等で最新の情報をご覧ください。

8 その他

横浜市ホームページに、教育長のメッセージが掲載されています。